物品譲渡契約書

譲受人　座間市（以下「甲」という。）と譲渡人　〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、次の条項により物品の譲渡契約を締結する。

（趣旨）

第１条　平成３０年６月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画で循環型社会形成に向けて取り組むべき課題の１つに「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」が挙げられた。

また、令和３年６月に国・地方脱炭素実現会議において定められた「地域脱炭素ロードマップ」では、「使用済み製品等のリユースの普及拡大」が、地域と暮らしの脱炭素に関わる個別分野別の対策・促進施策として位置づけられていることに鑑み、「使用済み製品等のリユースの普及拡大」に資するため、甲は乙から次条に定める物品を譲り受ける。

（譲受物品）

第２条　譲受物品の品目及び数量は、次表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 品名 | 個数 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（費用）

第３条　譲受に係る費用は次の各号のとおりとする。

⑴　物品の価格は、０円とする。

⑵　物品の集荷及び運搬に要する費用は、甲の負担とする。

⑶　本契約の締結及び履行に関して必要なその他一切の費用は、甲の負担とする。

（所有権の移転）

第４条　物品の所有権は、乙が甲に物品を引き渡したとき、甲に移転する。

（物品の引渡し）

第５条　乙は、現状有姿にて甲に物品を引渡すものとし、物品の不調や破損等について、乙は、一切、保証しない。

２　乙は、引き渡した物品について、甲に対し契約不適合責任、品質保証責任その他一切の責任を負わない。

３　万が一、譲受された物品により問題が発生したとき、当該問題の一切の責任は、甲が負うものとし、乙及び丙を一切免責する。

４　甲は物品の譲受に当たり、乙の業務に支障がないよう配慮する。

５　甲は、物品が適切にリユースされるよう努め、使用しなかった物品は、甲が適切に処理する。

（物品の引渡し日等）

第６条　物品の引渡しは、甲乙の協議により決定した日に行う。

（疑義等の決定）

第７条　本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

（裁判管轄）

第８条　本契約に関する訴訟の提起等は、乙の所在地を管轄する裁判所に行う。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その１通を保有する。

●●年●●月●●日

（甲）

神奈川県座間市緑ケ丘一丁目１番１号

座間市

座間市長

（乙）

●●県●●市ｘｘｘｘｘｘｘｘ

●●株式会社

代表取締役社長　●●　●●